

# 介護保険が新しくなりました ～平成 18 年 4 月、介護保険法改正～

新しい介護保険制度は「介護が必要となったとき」だけでなく、「できるかぎり介護が必要な状態にならないように」という「介護予防」に重点を置いたしくみに変わりました。

住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らせるように  
介護が必要となったとき、少しでも悪くならないように } 「介護予防」の新しい取り組みのスタートです。

## \* 介護保険制度改正の 3 つのポイント

- 1 介護予防・・・介護の必要性の低い人を対象に、状態を改善し悪化を防ぐ「介護予防サービス（新予防給付）」が始まります。
- 2 公平な負担・・・第 3 期介護保険事業計画を策定したことにより、朝来市の介護保険料の基準額が変わりました。所得段階の見直しも行い、所得の低い方の保険料の負担を軽減します。
- 3 介護サービス・・・地域密着型サービスが創設されます。自宅の近くで「通い」や「泊まり」のできる小規模多機能型居宅介護など、地域の特徴や実情にきめ細かく対応したサービスが実施されます。

## 介護保険料が変わりました

65 歳以上の方の介護保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\frac{\text{市町村で必要な介護(予防)サービスの総費用} \times \text{65 歳以上の方の負担分(19\%)}}{\text{朝来市の 65 歳以上の方の人数}} = \text{保険料の基準額}$$

朝来市の平成 18 年度から 20 年度の「基準額」は、年額 **45,600 円** です。(月額 3,800 円)

この基準額を元に、所得によって 1～6 段階の保険料に分かれます。

|        | 対象となる方                                        | 保険料の調整額    | 保険料（年額）  |
|--------|-----------------------------------------------|------------|----------|
| 第 1 段階 | 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方             | 基準額 × 0.5  | 22,800 円 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市民税非課税の方で、本人の年金収入と合計所得金額の合計金額が 80 万円以下の方 | 基準額 × 0.5  | 22,800 円 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市民税非課税の方で、第 2 段階に該当しない方                  | 基準額 × 0.75 | 34,200 円 |
| 第 4 段階 | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方                   | 基準額 × 1.0  | 45,600 円 |
| 第 5 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の方               | 基準額 × 1.25 | 57,000 円 |
| 第 6 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方               | 基準額 × 1.5  | 68,400 円 |

## 新たな地域ケアシステムの拠点「地域包括支援センター」の誕生

住民の方に対する福祉の総合相談窓口として、平成 18 年 4 月 1 日に地域包括支援センターが誕生しました。住み慣れた地域で、いつまでもお元気で暮らせるように、みなさんからの相談を中心として様々な支援を行う「地域福祉のサポート集団」です。

ここには、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど、幅広い専門職員を配置しており、介護だけでなく健康や福祉、医療などあらゆるご相談に応じています。

相談は無料。来所・訪問・電話などで対応しますので、いつでもお気軽にご連絡ください。

朝来市地域包括支援センター TEL 672 - 4004  
朝来市健康福祉部高年福祉課 TEL 672 - 6124 FAX 672 - 4109

朝来市の新しい介護保険パンフレットを作成しました。  
全戸配布を予定しています。お手元に届きましたらご覧いただき、  
分かりやすい場所に置いてご活用ください。

